

「教育振興基本計画」の策定にかかる規制改革会議の見解

平成 20 年 5 月 23 日
規 制 改 革 会 議

文部科学省は、中央教育審議会答申「教育振興基本計画について」（平成 20 年 4 月 18 日）に基づき、教育基本法第 17 条に規定された教育振興基本計画を策定中であり、同計画は近日閣議決定される予定である。同計画は、我が国の政府が初めて策定する教育に関する基本計画であり、しかも 5 年間にわたる長期計画であることから、教育委員会はもとより、教育現場を担う教員の一人ひとりがその内容を遵守すべき極めて重要な位置づけを占めることが期待される。

規制改革会議は累次にわたる答申で教育分野の改革を提言し、その成果が規制改革推進のための 3 か年計画として閣議決定され、文部科学省からの通知等により周知等がなされているが、教育の現場ではその趣旨が必ずしも浸透していない事例が散見される。こうした実態を踏まえると、内閣として決定する同計画を十分に活用することにより、教育改革への取組を促す必要がある。

文部科学省は、同計画の策定にあたっては、かかる観点を踏まえ、下記に掲げる事項について留意し、より良い計画としていくべきである。

記

1. 全国学力・学習状況調査結果を活用した教育施策や教員の指導改善の視点を明記すべき

【中教審答申の内容】

○教育施策や指導の改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続実施するとともに、その結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、教育に関する検証改善サイクルが確立されるよう促すと記述

【当会議としての考え方】

○規制改革推進のための 3 か年計画（改定）（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定、以下「3 か年計画」）では、これら調査結果について、学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用すべきとされていることから、その趣旨を明示すべき

2. いじめ等の問題行動による被害を受けた児童生徒の救済の視点を拡充すべき

【中教審答申の内容】

○いじめ等の問題行動を起す児童生徒に対する非行防止教室の開催やスクールサポーターの活用、学校問題解決支援チーム等対処策の促進を記述。一方、いじめ等の問題行動により被害を受けた児童生徒の救済策については、教育相談体制の整備や自殺防止に向けた支援にとどまっている

【当会議としての考え方】

○被害を受ける側の児童生徒への対処策を充実させるため、3か年計画で盛り込まれたいじめ等を理由とする就学校変更についても言及すべき

3. 特別免許状の活用促進の実効性を高めるべき

【中教審答申の内容】

○社会人採用のための特別免許状の活用を促すと記述

【当会議としての考え方】

○3か年計画では、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査するとされていることから、定期的な実態調査についても言及すべき

○また、当会議が把握している複数の教育委員会の実態を見る限り、「看護」、「福祉」及び「工業」など一部教科等で限定的に活用されているに過ぎない。特別免許状の活用を促すため、採用権限を有する教育委員会が自主的に数値目標等を定めるべきことを明記すべき

4. 教職大学院修了者の教員採用・処遇の公平性確保に配慮すべき

【中教審答申の内容】

○教職大学院の整備・活用や、教職大学院等と教育委員会との連携を促すと記述

【当会議としての考え方】

○3か年計画では、教職大学院修了者の採用・処遇について、制度的に他の大学学部卒業者や一般の大学院修了者等との異なる措置を講じることは適当ではなく、選考の公平性に留意すべきことを周知すべきとしている。こうした中、教職大学院との連携の一環として、例えば、教員採用試験における一部科目免除を検討している一部の教育委員会があることから、採用・処遇における公平性の確保を阻害する蓋然性の高い記述は避けるべき

5. 教員の指導改善や学校運営の改善に結びつく教員評価、学校評価の在り方を詳述すべき

【中教審答申の内容】

○中教審答申は、教員評価について、学校教育における信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価を促すとし、また、学校評価については、教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等の連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実に向けて取り組むと記述

【当会議としての考え方】

○中教審答申に記述された政策目的を十分に達成するためにも、3か年計画に盛り込まれている児童生徒・保護者が適切に教員や学校を評価できるよう匿名性の担保に配慮することや、評価結果が個々の教員及び各教科の授業改善に適切に活用できる取組を促すべきことについても言及すべき

6. 教育バウチャーに関連する記述を明確に示すべき

【中教審答申の内容】

○中教審答申は、公立学校の学校選択制について、資源配分の在り方と、これによる学校改善方策に関するモデル事業を希望する教育委員会で実施することを含め、地域の実情に応じた取組を促すと記述

【当会議としての考え方】

○3か年計画では、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行うとされていることから、教育バウチャーの試行的実施については、明確な表現で示すべき

7. 大学・大学院自身の努力の結果として卓越した教育研究拠点の形成が図られるべき

【中教審答申の内容】

○平成23年度までに、世界的に卓越した教育拠点の形成を目指し150程度を重点的に支援すると記述

【当会議としての考え方】

○規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日）の問題意識に記述

したとおり、大学予算の「選択と集中」は、各大学・大学院自身の努力や有能な研究者、研究チームを厳正に評価した上で行われるべきであり、政府が一方的に決めるべきでないことから、その趣旨を盛り込むべき

以 上